

平成21年度決算に基づく県内市町村の
健全化判断比率及び資金不足比率の状況
(確報値)



平成22年10月

高知県総務部市町村振興課

※今回の数値は市町村が公表した「確報値」に準拠しています。

1. 概要

- ・ 県内市町村で財政再生基準以上の団体はありません。
- ・ 県内市町村で早期健全化基準以上の団体はありません。
 ※ 安芸市が早期健全化基準をクリア (㊶27.6%→㊶24.5%)
- ・ 県内市町村が経営する公営企業で経営健全化基準以上の会計は1会計です。

平成21年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率(確報値)

(単位:%)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%~15%)		連結実質赤字比率 (16.25%~20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	H21年度決算	H20年度決算	H21年度決算	H20年度決算	H21年度決算	H20年度決算	H21年度決算	H20年度決算
高知市	-	-	3.26	4.10	19.2	19.4	257.7	283.3
室戸市	-	-	6.50	6.09	18.6	17.6	166.6	191.4
安芸市	-	-	-	-	24.5	27.6	203.3	235.4
南国市	-	-	-	-	18.3	19.9	101.9	126.7
土佐市	-	-	-	-	10.2	10.6	24.7	40.8
須崎市	-	-	-	-	22.5	23.5	228.0	262.4
宿毛市	-	-	-	-	20.2	20.5	169.6	183.0
土佐清水市	-	-	-	-	19.3	20.1	186.5	207.0
四万十市	-	-	-	-	17.4	18.1	171.7	182.2
香南市	-	-	-	-	19.9	19.5	71.5	93.8
香美市	-	-	-	-	14.3	15.3	46.2	77.2
東洋町	-	-	-	-	17.3	18.7	62.1	101.5
奈半利町	-	-	-	-	15.8	18.7	-	-
田野町	-	-	-	-	11.5	15.3	-	-
安田町	-	-	-	-	20.2	20.1	-	-
北川村	-	-	-	-	11.3	12.4	-	-
馬路村	-	-	-	-	12.5	14.9	-	-
芸西村	-	-	-	-	13.3	13.5	-	-
本山町	-	-	-	-	18.0	20.2	49.8	75.5
大豊町	-	-	-	-	10.3	9.2	5.4	32.1
土佐町	-	-	-	-	14.3	17.3	14.9	35.6
大川村	-	-	-	-	12.9	15.5	34.6	16.4
いの町	-	-	-	-	17.3	18.5	9.8	24.7
仁淀川町	-	-	-	-	13.4	15.7	-	-
中土佐町	-	-	-	-	13.9	15.0	-	-
佐川町	-	-	-	-	16.4	16.7	0.1	17.7
越知町	-	-	-	-	14.2	16.1	43.6	51.9
梶原町	-	-	-	-	8.0	10.0	-	-
日高村	-	-	-	-	16.0	18.8	14.0	55.5
津野町	-	-	-	-	5.3	8.8	-	-
四万十町	-	-	-	-	16.1	17.5	73.7	80.1
大月町	-	-	-	-	13.2	14.3	127.0	164.6
三原村	-	-	-	-	20.9	22.5	32.2	105.2
黒潮町	-	-	-	-	13.0	13.6	51.8	60.9
県平均	-	-	-	-	17.4	18.2	134.1	158.0

注1 健全化判断比率名の下括弧内は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」を記載しています。

注3 平成21年度決算に基づく実質公債費比率は平成19年度から平成21年度の3カ年平均です。

注4 実質公債費比率及び将来負担比率の県平均は加重平均です。

2. 実質赤字比率

- ・ 県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の実質収支は全体で5, 667百万円の黒字です。(㊶4,517百万円)

3. 連結実質赤字比率

- ・ 連結実質収支が赤字の市町村は2団体（高知市、室戸市）で、昨年度から増減ありません。なお、連結実質赤字比率はいずれも早期健全化基準を下回っています。
- ・ 県内市町村の連結実質収支は全体で11, 133百万円の黒字です。(㊶9,577百万円)

連結実質赤字比率

市町村名	H21 年度決算	H20 年度決算	増減数	早期健全化基準 (H21)
高知市	3. 26%	4. 10%	△0. 84	16. 25%
室戸市	6. 50%	6. 09%	+0. 41	19. 60%

※早期健全化基準は標準財政規模に応じ16.25%~20%

連結実質赤字の要因

○高知市

競輪事業7,063百万円(㊶6,998百万円)の赤字、駐車場事業1,137百万円(㊶1,116百万円)の赤字及び国民宿舎運営事業793百万円(㊶765百万円)の赤字の影響

○室戸市

国民健康保険事業504百万円(㊶476百万円)の赤字の影響

4. 実質公債費比率

- ・ 県内市町村の実質公債費比率の平均（加重平均）は17.4%で昨年度より0.8ポイント低下しています。
- ・ 実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に許可が必要となりますが、本年度、新たに許可団体になった市町村は、1団体（室戸市）です。一方、本年度、許可団体から協議団体（18%未満）になった市町村は、5団体（四万十市、東洋町、奈半利町、いの町、日高村）です。その結果、許可団体は昨年度から4団体減の11団体となっています。

※ 安芸市が早期健全化基準をクリア (㊶27.6%→㊶24.5%)

実質公債費比率

	H21 年度決算	H20 年度決算	増減数
県平均（加重平均）	17. 4%	18. 2%	△0. 8
18%以上団体数	11	15	△4
うち25%以上団体数	0	1	△1

実質公債費比率改善の要因

ここ数年の新規発行債の抑制と平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還の影響。

新たに 18%以上となった市町村

○室戸市 (⑳17.6%→㉑18.6%)

実質公債費比率を押し上げた要因は、公営住宅や地域改善等の公共事業を長年実施したことで公債費が上昇したことや、公債費の負担平準化を図るために平成 18 年度に借換債を発行したことで、平成 19 年度から平成 20 年度の実質公債費比率は一時的に改善したものの、平成 21 年度は元金据え置き期間が終了したことにより元利償還金が増加し、実質公債費比率が悪化しました。

なお、平成 19 年度から公的資金補償金免除繰上償還を実施するなど、公債費負担の軽減を図っていることで実質公債費比率は平成 23 年度をピークに減少する予定であり、平成 25 年度決算では 18%を下回る見通しです。

昨年度 18%以上で今年度悪化した市町村

○香南市 (⑳19.5%→㉑19.9%)

合併に伴う電算システム構築等の合併推進事業の元利償還が開始したことで、起債の償還のピークを迎えた昨年度は実質公債費比率が 18%を超えました。今年度の単年度実質公債費比率は前年度に比べ 3.0 ポイント改善したものの、3 ヶ年平均では悪化し、実質公債費比率のピークとなりました。

なお、平成 19 年度からの公的資金補償金免除繰上償還の実施や、民間資金の積極的な繰上償還を行った結果、来年度からは実質公債費比率が大幅に改善し、平成 23 年度決算では 18%を下回る見通しです。

○安田町 (⑳20.1%→㉑20.2%)

住宅新築資金貸付事業の償還金や安芸広域メルトセンターの建設に伴う安芸広域市町村圏事務組合の負担金が増額したため、実質公債費比率が前年度に比べ 0.1 ポイント悪化しました。

なお、安田町の公債費は既にピークを過ぎており、平成 23 年度決算では 18%を下回る見通しです。

新たに 25%未満となった市町村

○安芸市 (⑳27.6%→㉑24.5%)

平成 20 年度決算による実質公債費比率が早期健全化基準を超えたことで、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図っている当市では、自主的に策定した「緊急財政健全化計画」により早くから実施している行財政改革や収入確保、公債費負担軽減などの取り組みの成果に加え、標準財政規模が計画値を確保できたことから、計画通り早期健全化基準を下回りました。

5. 将来負担比率

- ・ 県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は134.1%で昨年度より23.9ポイント改善しています。
- ・ 早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

将来負担比率の段階別団体数

	市		町村		合計	
	H21	H20	H21	H20	H21	H20
300%以上の団体数	0	0	0	0	0	0
200%以上 300%未満の団体数	3	4	0	0	3	4
100%以上 200%未満の団体数	5	4	1	3	6	7
0%以上 100%未満の団体数	3	3	12	10	15	13
0%未満の団体数	0	0	10	10	10	10

将来負担比率算出に係る基礎数値

（単位：百万円）

	H21年度	H20年度	増減
将来負担額 A	805,288	839,598	△ 34,310
地方債現在高	545,877	566,778	△ 20,901
債務負担行為に基づく支出予定額	16,148	4,210	11,938
公営企業債等繰入見込額	131,170	135,978	△ 4,808
組合等負担見込額	29,561	32,083	△ 2,522
退職手当負担見込額	75,691	78,572	△ 2,881
設立法人の負担額等負担見込額	3,054	17,339	△ 14,285
連結実質赤字額	3,058	3,679	△ 621
組合等連結実質赤字額負担見込額	729	959	△ 230
充当可能財源等 B	550,974	549,147	1,827
充当可能基金	112,427	102,748	9,679
充当可能特定歳入	17,981	20,315	△ 2,334
基準財政需要額算入見込額	420,566	426,084	△ 5,518
標準財政規模 C	234,800	230,251	4,549
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 D	45,238	46,477	△ 1,239
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	134.1%	158.0%	△ 23.9

将来負担比率低下の要因

- ・ 新規発行債の抑制による地方債現在高の減（対前年度比△3.7%、△20,901百万円）
- ・ 充当可能基金の増（対前年度比+9.4%、+9,679百万円）

6. 資金不足比率

- ・ 資金の不足額のある会計は3会計で昨年度から増減ありません。
- ・ 経営健全化基準（20%）以上は1会計で昨年度から増減ありません。

資金不足比率

市町村名	特別会計名	H21 年度決算	H20 年度決算	増減数
高知市	国民宿舎運営事業特別会計	240.2%	238.0%	+2.2
四万十市	四万十市と畜場会計	1.2%	11.7%	△10.5
大月町	大月町病院事業会計	2.6%	11.7%	△9.1

経営健全化基準以上の会計

○高知市国民宿舎運営事業特別会計

高知市の国民宿舎運営事業は、平成21年度の営業収益は約43百万円の黒字であるものの、平成7年のリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還が多額なため、資金不足比率が悪化しています。

平成20年度決算において経営健全化基準を超えたことから、平成22年3月に経営健全化計画を策定し、指定管理者制度の充実などによる経営改善や、スポーツ合宿の誘致等による収入の確保に努めており、さらに、平成22年度から15年間にわたり、リニューアルオープン時の改築資金の起債元金を一般会計から繰り入れる（18.8億円）ことによって、資金不足比率は平成22年度決算をピークに改善していき、平成31年度決算では経営健全化基準を下回る見通しです。

【参考】

健全化判断比率等について（解説）

1 健全化判断比率

実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担額：次の①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 早期健全化基準及び財政再生基準

平成 20 年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	350%	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3 年間（平成 21 年度から平成 23 年度）の経過的な基準（40%→40%→35%）が設けられている。

3 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

4 経営健全化基準

平成 20 年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

	経営健全化基準
資金不足比率	20%